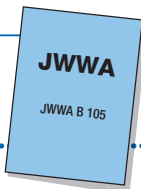


JWWA B 105 水道用消火セン鉄フタ



1956.10.4 制定

制定要点：

地下式消火セン鉄フタ（フタ及びワク）について規定、鉄フタの材料は JIS G 5501 の 2 種以上と、塗料は JIS K 2406 と規定。

1966.3.31 改正

改正要点：

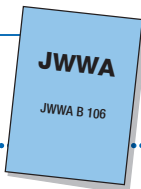
使用する鉄フタの種類と設置される消火センの種類を明記し、塗料規格を JIS K 2406 から JIS K 2473 に変更するとともに、フタの厚さを強度を勘案して 1 号フタは 22mm、2 号フタは 24mm と改正。また、重量許容差を削除した。

1998.4.7 廃止

廃止理由：

材質を含めて鉄蓋としての技術的要件に適合しなくなったことから、JWWA B 132 と JWWA B 133 とに盛り込み、平成 10 年 3 月 30 日に整理統合したため。

JWWA B 106 水道用制水弁鉄フタ



1956.10.4 制定

制定要点：

呼び径 500 以上の制水弁鑄鉄フタについて規定、鉄フタの材料は JIS G 5501 の 2 種以上と、塗料は JIS K 2406 と定めた。

1965.8.30 改正

改正要点：

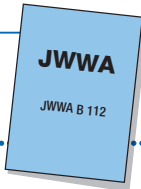
使用する鉄フタの種類と設置される制水弁の種類を明記し、塗料規格を JIS K 2406 から JIS K 2473 に変更するとともに、フタの厚さを強度を勘案して 15mm から 17mm と改正。また、鉄フタの高さを安定性を考慮して 150mm から 200mm に変更。

1998.4.7 廃止

廃止理由：

材質を含めて鉄蓋としての技術的要件に適合しなくなったことから、JWWA B 132 と JWWA B 133 とに盛り込み、平成 10 年 3 月 30 日に整理統合したため。

JWWA B 112 水道用空気弁鉄フタ



1965.8.30 制定

制定趣旨：

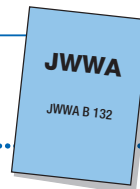
昭和 35 年 10 月名古屋市開催の第 29 回日本水道協会総会において規格化の提案があり、フタの取付けが落とし込みのものを採用。種類は単口空気弁用の 1 号、双口空気弁用の 2 号について規定。鉄フタの材料は JIS G 5501 の 2 種（FC15）、塗料は JIS K 2473（加工タール）。

1998.4.7 廃止

廃止理由：

材質を含めて鉄蓋としての技術的要件に適合しなくなったことから、JWWA B 132 と JWWA B 133 とに盛り込み平成 10 年 3 月 30 日に整理統合したため。

JWWA B 132 水道用丸形鉄蓋



1998.3.30 制定

制定趣旨：

鉄蓋関連の規格は、用途別に JWWA B 105、JWWA B 106、JWWA B 112 が規定されていたが、鑄鉄材料及び構造が技術的要件に適合しなくなった。また、平成 5 年 11 月に車両制限令及び道路構造令が改正されたことを機に、見直しの要望があったことから、改正作業を行った。

制定要点：

用途別の 3 規格を形状別として円形鉄蓋とした。

- (1) 材料をダクタイル鑄鉄製とした。
- (2) 蓋の表面に表示される模様や用途の文字は、規定しない。
- (3) 自動車荷重 25 トンを考慮した。
- (4) 蓋と受枠とのがたつき防止のため急勾配受けとした。

2007.3.28 改正

制定趣旨：

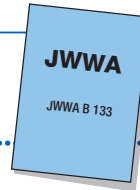
平成 14 年道路橋示方書の改正されたことと、自治体から高機能をもつ鉄蓋の採用を検討する場合の判断材料となるような規格への見直し要望があったことから、改正作業を行なった。

制定要点：

- (1) 高機能をもつ鉄蓋の採用を検討する場合に判断材料となるよう、附属書 A～E を参考として記載した。
- (2) 蓋のがたつき防止性を追加した。
- (3) 平成 14 年の道路橋示方書の改正に準拠し、たわみの計算に用いる活荷重の値を変更した。
- (4) 寸法の許容差を変更した。

用途別 3 規格を形状別に集約

JWWA B 133 水道用角形鉄蓋



1998.3.30 制定

制定趣旨：

鉄蓋関連の規格は、用途別に JWWA B 105、JWWA B 106、JWWA B 112 が規定されていたが、鑄鉄材料及び構造が技術的要件に適合しなくなった。また、平成 5 年 11 月に車両制限令及び道路構造令が改正されたことを機に、見直しの要望があったことから、改正作業を行った。

制定要点：

用途別の 3 規格を形状別として角形鉄蓋とした。

- (1) 材料をダクタイル鑄鉄製とした。
- (2) 蓋の表面に表示される模様や用途の文字は、規定しない。
- (3) 自動車荷重 25 トンを考慮した。
- (4) 蓋と受枠とのがたつき防止のため急勾配受けとした。

2007.3.28 改正

制定趣旨：

平成 14 年道路橋示方書の改正されたことと、自治体から高機能をもつ鉄蓋の採用を検討する場合の判断材料となるような規格への見直し要望があったことから、改正作業を行なった。

制定要点：

- (1) 高機能をもつ鉄蓋の採用を検討する場合に判断材料となるよう、附属書 A～E を参考として記載した。
- (2) 蓋のがたつき防止性を追加した。
- (3) 平成 14 年の道路橋示方書の改正に準拠し、たわみの計算に用いる活荷重の値を変更した。
- (4) 寸法の許容差を変更した。